

# 報酬等規程

第1条 この規定は、役員（定款第5条の規定による理事・監事をいう。）及び評議員の報酬等（以下「報酬等」という。）について定める。

第2条 1 - 報酬等の種類は、月額報酬・理事会・評議員会等出席報酬及び旅費等とする。

2 - 理事長・常務理事に対して別表に基づき月額報酬を支給することが出来る。

3 - 役員及び評議員に対して別表に基づき理事会・評議員会等出席報酬を支給することが出来る。

4 - 役員及び評議員が法人業務の為交通機関を利用した場合、別表に基づき旅費などを支給することが出来る。

第3条 1 - 報酬等の支払いは、次に掲げる方法とする。

2 - 月額報酬は、暦月計算とし毎月末に支給する。

3 - 理事会・評議員会等出席報酬は、出席の都度支払う。

第4条 この規定を改定する場合は、理事会又は評議員会の決議を得なければならない。

（附則）

平成14年4月1日施行

平成16年11月27日改正

平成18年7月25日改正

平成19年5月19日改正

平成24年11月18日改正

平成28年4月1日改正

## 報酬等規程

### 別表 1

| 報 酬           | 該 当 者           | 報 酬 額   | 交 通 費 | 旅 費 等 |
|---------------|-----------------|---|-------|-------|
| 月額報酬          | 理事長<br>常務理事     | 【年俸】<br>施設長給料（年俸：本俸＋管理職手当＋賞与）を勤務実態に応じて日割り計算した金額<br><br>上記金額を月額で分割にて支給 | 別表 2  | 実費    |
| 理事会・評議員会等出席報酬 | 理事<br>監事<br>評議員 | 10,000 円/日（税抜き）   | 報酬に含む | 実費    |

### 別表 2

| 交 通 用 具 | 支 給 額        |
|---------|--------------|
| 公共交通機関  | 実費相当額        |
| 自動車     | 1km につき 40 円 |
| 自動 2 輪車 | 1km につき 20 円 |